

片山和之 臨時代理大使は11月8日付当地エコ紙に次のような投稿記事を掲載しました。

<尖閣諸島に関する5つの真実>

1 冒頭

10月24日付けの廖力強中国大使の投稿記事を拝読した。尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に日本が実効支配していることから、そもそも尖閣諸島を巡り中国との間で領土問題は存在しない。しかし、廖大使の投稿記事は、基本的な事実を歪曲する主張を多く含んでおり、然るべく反論したい。

2 尖閣諸島の問題は歴史問題とは無関係

廖中国大使は、尖閣諸島の問題を日清戦争に始まり、第一次世界大戦及び第二次世界大戦と言った歴史問題に結びつけて論じているが、本件はそのような歴史問題とは何の関係もない。なお、歴史問題について一言言及するならば、我が国は、歴代の総理が痛切なる反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきているほか、第二次世界大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、サンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他関連する条約等に従って、誠実に対応してきている。ちなみに、日独の比較が言及されているが、両国とも歴史問題に誠実に対応しているが、戦争中に何が起きたか、どう戦後処理に取り組んだかと言った歴史的経緯が全く異なる両者を単純に比較することは適当ではない。

本題にも戻れば、この問題を理解するためには、歴史的事実と法的事実を十分に咀嚼することが必要である。

3 歴史的事実の重要性

廖大使は、尖閣諸島は、日清戦争終結後の1895年、下関条約により中国から日本に割譲されたと主張しているが、本当だろうか。実は、日本政府は日清戦争以前の1885年から、尖閣諸島に対して清国を含むどの国の支配も及んでいないことを慎重に確認しつつ、同諸島を正式に日本の領土として沖縄県に編入するための準備を行っている。その上で、日本政府は、下関条約締結に先立つ1895年1月の閣議決定により、尖閣諸島を沖縄県に編入したのである。

片や中国側は、1968年に行われた国連機関（アジア極東経済委員会(ECAFE)）による調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性があるとの指摘を受けて、1970年以降になって初めて尖閣諸島の領有権につき独自の主張を始めたに過ぎない。サンフランシスコ平和条約により、尖閣諸島が南西諸島の一部として米国の施政下に入っていた間も、この時期に至るまで中国は尖閣諸島につき一切の抗議や主権に係る主張を行っていない。

なお、廖大使は、両国の指導者は、「釣魚諸島に関する係争を棚上げし、将来の解決に委ねる」ことに合意したと主張しているが、冒頭述べたとおり、日本は一貫して尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在していないとの立場であり、このような事実はない。

4 法的事実の重要性

先の国連総会一般討論演説において野田総理がいみじくも強調したように、日本は、「法の支配」こそが、世界の平和と安定、そして繁栄の基礎であるとの考え方に立っている。かかる観点から、日本と中国の行為はどのように位置付けられるであろうか。ある領域に領有権を確立するための方法は幾つかあるが、その一つに「無主地の先占」という方法がある。これは、いかなる国の領有にも属していない地域に、ある国が支配を及ぼして、その領域とすることである。先占が有効となるためには、「国家」が「領有の意思をもって」、「無主の土地」を「実効的に占有」することが必要であるが、日本（国家）は、閣議決定（領有の意思）をもって、清国を含むどの国の支配も及んでいないことを慎重に確認しつつ（無主の土地）、実効的に占有したのである。

最近、中国側は中国国内の歴史的文献を根拠に、中国が尖閣諸島を歴史的に領有している旨主張しているが、これらも根拠たり得ないものである。例えば、廖大使が引き合いに出している日本人学者林子平による『三国通覧図説』（1785年）は、それが当時の領土認識を示すことを意図して作成されたものか明らかではなく、そもそも台湾の大きさを沖縄本島の3分の1程度に描くなど（実際には沖縄本島の約30倍）、正確な知識の裏付けもないものである。いずれにせよ、地図の用途や作製者等は様々であり、国際法上、その存在のみをもって国家間の領有権の主張を裏付けることにはならない。

そもそも、中国側は、1950年代に、尖閣諸島が琉球諸島、即ち日本に属することを全面的に認めている。「琉球諸島は台湾北西と九州南西の間に位置し、尖閣諸島、先島諸島、大東諸島、沖縄諸島、奄美群島、トカラ列島及び大隅諸島の7つの諸島からなる。」これは、1953年1月8日付中国共産党中央委員会機関紙「人民日報」の記事である。

次に、戦後処理と尖閣諸島の法的関係について、整理してみたい。まず、「カイロ宣言」（1943年）や「ポツダム宣言」（1945年）に関して述べれば、当時の連合国側の戦後処理の基本方針を規定した政治文書であるが、そもそも戦争の結果としての領土の処理については、こうした政治文書ではなく、最終的には平和条約を始めとする国際約束に基づいて確定されるものである。それは、この場合サンフランシスコ平和条約である。（その上で参考まで申し上げれば、カイロ宣言には確かに台湾及び澎湖諸島を返還すべきことが述べられており、ポツダム宣言にはカイロ宣言の履行が謳われているが、尖閣諸島の領有権を変更するような記述は一切ない。）

サンフランシスコ平和条約第2条では、日本が日清戦争によって中国から割譲を受けた台湾及び澎湖諸島の領有権を放棄することを定めたが、ここに尖閣諸島は含まれていない。

尖閣諸島は同条約第3条に基づいて南西諸島の一部として米国の施政下に置かれ、1972年の沖縄返還協定により日本に返還された。

5 暴力は決して許されるべきではない

本年9月、尖閣諸島問題をめぐり、中国各地で大規模な反日デモが発生し、メディアでは日本側公館に対する投擲等の行為、在留邦人に対する暴力的行為、日本企業に対する放火、破壊、略奪が報じられた。

いかなる理由であれ、暴力行為が決して許されるものではないことは言うまでもなく、意見の相違に対する不満は平和的に表現されるべきである。これは、先に述べた「法の支配」の精神にも通じるもので、国際社会の共通の関心事である。

6 日中関係は日本にとって最も重要な二国間関係の一つ

日中関係は日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、アジア太平洋地域の安定と繁栄のためには、中国の建設的な役割が不可欠である。日本としては、尖閣諸島を巡る事態が日中関係全般に影響を与えることは望んでおらず、大局的観点から、日中両国の「戦略的互惠関係」を進化させるとともに、地域の安定した秩序作りに向けた協力を深めていきたいと考えている。